

令和2年5月22日

保護者 各位

自由ヶ丘高等学校
校長 永尾 昇

令和2年度福岡県高校生等奨学給付金申請について

時下、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本校の教育活動にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、この度、福岡県高校生等奨学給付金申請についてお知らせするための書類を配布させていただきます。この制度は、福岡県が行っている高校生などが安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育負担を軽減するために給付金を支給するものです。詳しい条件などに関しましては、配布資料の「高校生等奨学給付金を支給します」を見ていただきたいと思います。

また、今年度は、コロナウィルスの感染拡大のため、次の特別な申請ができるようになりました。

(1) 新入生に対して給付金の一部を早期に給付するための申請

(2) 給付申請をしていない世帯が家計急変した場合の緊急申請

(1) は、今年度入学した1年生のうち、給付条件に該当するご家庭で、支給される金額の一部を先に支給してもらいたいときに行う手続きになります。そのため、支給時期が例年の時期にあたる令和2年11月から令和3年1月ごろでも構わない御家庭は今回申請されなくても大丈夫です。後日、申請ができます。

(2) は、コロナウィルスの影響などで、家計急変が起こり、給付条件を満たした御家庭が申請するものです。そのため、申請する時期によって支給される金額が変わりますので、注意をお願いします。また、もともと給付条件を満たしている御家庭では、例年通りの申し込みしかできませんので注意してください。

なお、例年通りの給付金の申請に関する申請書類においては、6月中旬頃に配布を予定しております。

※ 新入生に対して給付金の一部を早期に給付するための申請期限

令和2年6月12日（金）

質問などありましたら、奨学金係まで、ご連絡ください。

問い合わせ先 自由ヶ丘高等学校 奨学金係（廣渡） TEL 093-693-3090

～全ての生徒が安心して教育を受けられるために～

高校生等奨学給付金を支給します

福岡県では、平成26年4月1日以降、私立高等学校等に入学した者のうち低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。

この給付金は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するために支給されます。返済は不要です。

制度の概要

◆ 対象となる世帯

令和2年7月1日現在、次の全てに該当する世帯(注1)

- ・ 保護者等が福岡県内に住所を有すること
- ・ 生活保護受給世帯(生業扶助を受給していること)又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税)である世帯(注2)
- ・ 生徒が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること

なお、児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている者又は他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者等は支給対象となりません。

(注1) 新入生に対する一部給付の早期化については、4月1日現在とします。

(注2) 家計急変世帯への支援については、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯

◆ 生徒1人当たりの支給額(年額)

①生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯)

私立高等学校等に通う高校生等 52,600円(通信制 52,600円)

②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

私立高等学校等に通う高校生等 103,500円(通信制及び専攻科 38,100円)

③道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、

- ・ 複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等
- ・ 高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等 138,000円(専攻科 38,100円)

◆ 支給方法

支給決定後、学校を通じて支給決定通知を送付し、指定された口座に振り込みます。なお、支給は審査が終了したのから順次行いますが、書類不備等の理由により支給時期が遅れることがあります。

(通常分の支給時期の目安は11月～1月末頃)

(注) 国公立の高等学校等は、支給額や支給方法が異なります。

申請手続について

令和2年7月1日から8月31日まで申請を受け付けますので、申請書に必要な書類を添えて提出してください。

ただし、秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者及び締切までに提出できなかった保護者等のために11月30日まで受け付けます。

なお、今年度は、新入生に対する一部給付の早期化及び家計急変世帯への支援について拡充しました。

早期化の提出締切は、6月19日です。

家計急変の提出は、令和3年2月26日まで随時受け付けますが、家計急変した時期によっては、給付金額が月割りとなります。

福岡県庁ホームページに掲載しています。

(URL <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/h26-shogakukuyuhukin.html>)

(注)保護者等が福岡県外に在住する生徒は、保護者等が在住する都道府県に申請してください。

申請書類

世帯区分に応じて、以下の書類を提出してください。

○高校生等

A. 生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯)

- ・ 高校生等奨学給付金支給申請書
- ・ 7月1日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書
(写しの提出可。保護証明書の発行窓口で発行可能。)
- ・ 債権者登録申出書 ・ 通帳(見開き部分)の写し等
- ・ 在学証明書(県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合)

B. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

- ・ 高校生等奨学給付金支給申請書
- ・ 課税証明書・非課税証明書等(写しの提出可。)
- ・ 債権者登録申出書 ・ 通帳(見開き部分)の写し等
- ・ 在学証明書(県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合)

C. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、複数の高校生等がいる世帯又は高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

- ・ 高校生等奨学給付金支給申請書
- ・ 課税証明書・非課税証明書等(写しの提出可。)
- ・ 7月1日現在の扶養を確認できる健康保険証等の写し
- ・ 債権者登録申出書 ・ 通帳(見開き部分)の写し等
- ・ 在学証明書(県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合)

○専攻科の生徒であり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

- ・ 高校生等奨学給付金支給申請書
- ・ 課税証明書・非課税証明書等(写しの提出可。)
- ・ 債権者登録申出書 ・ 通帳(見開き部分)の写し等
- ・ 在学証明書(県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合)
- ・ 個人対象要件証明書

○新入生に対する一部給付の早期化について

添付する資料は、前ページのA～C又は上記の専攻科と同様の書類です。

ただし、基準日を全て4月1月現在としますので、課税証明書は令和元年度(平成30年1月～12月の収入を反映したもの)となります。

4～6月分としてなので、年額の1/4が給付となります。

7～3月分を申請するには、再度7月1日時点の書類を提出する必要があります。再審査の結果によっては、支給額の区分が変わるため、4～6月分の3倍の金額が給付されるとは限りません。

○家計急変世帯への支援について

対象は、家計急変により収入が減少し、非課税世帯に相当する世帯です。

A. 生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯)

対象外です。従来の申請書での提出をお願いします。

B. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

- ・ 高校生等奨学給付金支給申請書
- ・ 家計の状況の確認書類
 - ※離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など、家計急変の原因が確認できる書類
 - ※課税証明書の写し、給与明細など、家計急変前の収入状況が確認できる書類
 - ※会社作成の給与見込、直近の給与明細(原則3か月分)、賞与明細書、又は賞与見込額に関する書類、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など、家計急変後の収入状況が確認できる書類
 - ※扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など扶養親族の人数、年齢が確認できる書類
- ・ 債権者登録申出書 ・ 通帳(見開き部分)の写し等
- ・ 在学証明書(県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合)

C. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、複数の高校生等がいる世帯又は高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

- ・ 高校生等奨学給付金支給申請書
- ・ 家計の状況の確認書類
 - ※上記「B. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」と同じ書類
- ・ 7月1日現在の扶養を確認できる健康保険証等の写し
- ・ 債権者登録申出書 ・ 通帳(見開き部分)の写し等
- ・ 在学証明書(県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合)

・給付額について

基準日である7月1日(新入生早期は4月1日)時点で、既に家計急変していることが必要です。

(1)在校生の場合

i)6月30日までに家計が急変した者(例:4~6月の給与明細を添付書類とした者)
→年額を支給

ii)7月1日以降に家計が急変した者(例:5~7月の給与明細を添付書類とした者)
→年額×8ヶ月(8月~翌年3月分)÷12ヶ月を支給

(2)新入生の場合

i) 3月31日までに家計が急変した者(例:1~3月の給与明細を添付書類とした者)
→年額×1/4を支給

ii)6月30日までに家計が急変した者(例:4~6月の給与明細を添付書類とした者)
→年額を支給

ただし、i)による給付をしている場合、その額を差し引いて支給する。

iii)7月1日以降に家計が急変した者(例:5~7月の給与明細を添付書類とした者)
→年額×8ヶ月(8月~翌年3月分)÷12ヶ月を支給

・収入基準について

確認書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

<所得割合算額の見込が非課税の世帯の例>

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認する。

・年収見込額の推計等

・災害などに起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象とはしない。

・収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。

・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

原則として、(3か月の平均給与月額×12月)+賞与(見込)額

お問合せ先・申請書提出先

福岡県 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課 私学第3係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3139

